

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

枚方市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 穂谷地区

(1) 現況

本地区は、本市の南東部にあり、棚田、ため池及び森林など里山景観が残り、多種多様な動植物が生息している。農地及び農業用排水施設等については、地域共同の活動により保全管理されてきたが、近年における高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっているため、地域が一体となって農地及び農業用排水施設等の維持保全活動を実施することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	穂谷区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。